

当別町住宅購入支援金

移住による人口増加や町民の定住促進のため、住宅を購入した方へ「住宅購入支援金」を交付します。

令和6年度からは中古住宅も対象に！
制度は令和9年3月31日まで延長決定！

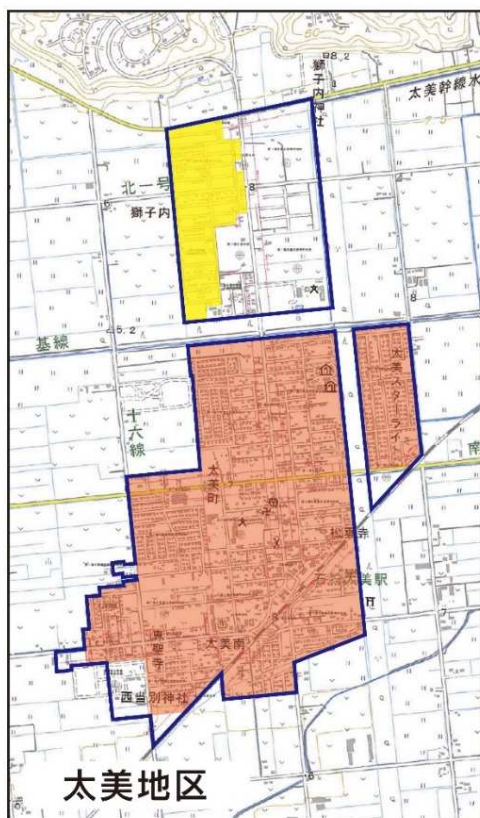
支援金額

基本額：建築区域		加算額：世帯状況		
		子育て世帯 70万円	複数世帯 30万円	単身世帯 15万円
居住誘導区域	30万円	100万円	60万円	45万円
用途地域：宅地造成区域	30万円	100万円	60万円	45万円
用途地域：宅地造成区域外	20万円	90万円	50万円	35万円
用途地域外	15万円	85万円	45万円	30万円

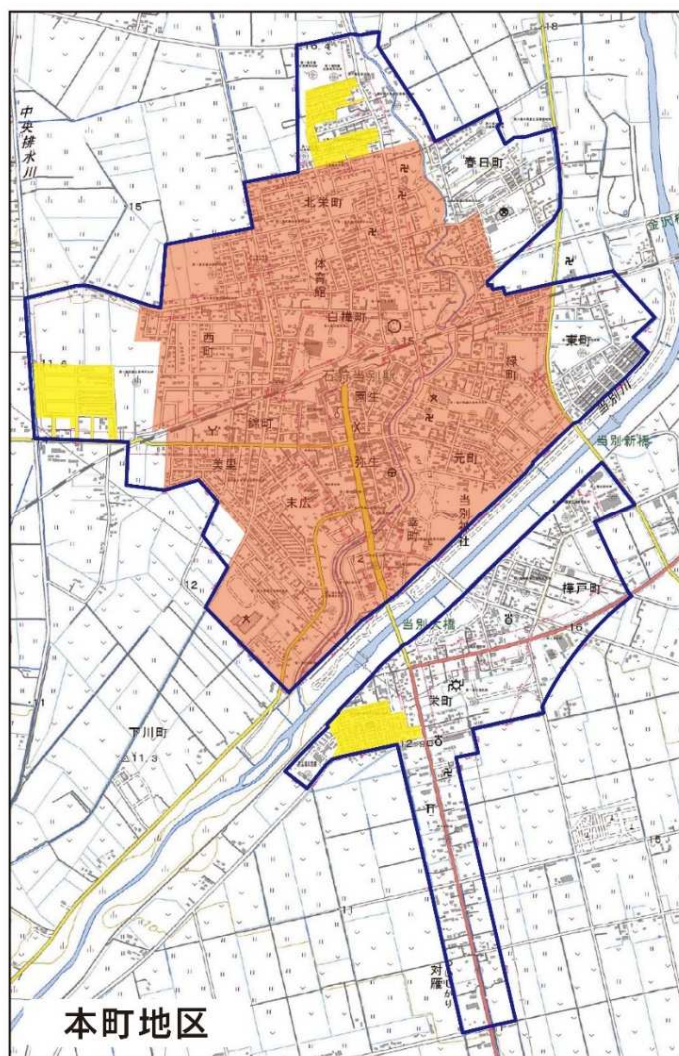
子育て世帯 申請時において、中学生以下の子どもを扶養し、かつ同居している世帯

複数世帯 子育て世帯を除く世帯人員が2名以上
単身世帯 世帯人員が1名のみ

建築区域



居住誘導区域
 宅地造成区域
 用途地域



本町地区

◎新築住宅の場合

- ・登記事項証明書の新築年月日が、令和4年1月1日以降であること。

◎建売住宅の場合

- ・所有権移転登記が令和4年1月1日以降
- ・検査済証の検査年月日から3年以内の住宅

◎中古住宅の場合

- ・過去に居住されていた住宅
- ・検査済証の検査年月日から3年以上の住宅

※建物の増改築は対象になりません。

◎建物の条件

- ・玄関、台所、浴室、便所及び居室を有する
- ・自己の居住部分の面積が30㎡以上
- ・店舗等併用住宅は住宅部分の面積が1/2以上

◎交付対象者

- ・住宅の所有者である個人（法人名義対象外）
- ・住宅の住所に住民票がある方
- ・5年以上対象住宅に居住する意思がある方
- ・申請者及び同一世帯の居住者に市町村税の滞納がないこと
- ・3親等以内の親族からの購入、相続又は贈与により取得していないこと
- ・公共事業等に伴う住宅移転補償、損害賠償を受けていないこと
- ・日本人であること、又は法令に基づき日本に永住権を有していること。



申請について

支援金の交付を申請する方は、住宅の所有権に関する登記が完了してから180日以内に、下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 新築住宅購入支援金交付申請書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 支援金請求書(通帳等の添付必要)
- ④ 住宅の検査済証
- ⑤ 住宅の登記事項証明書
- ⑥ 住宅全体の平面図
- ⑦ 世帯全員の住民票
- ⑧ 完納証明書(滞納がないことの証明書)
※前住所が札幌市の場合、市税事務所にて「納税証明書(指名願)」を取得してください。
- ⑨ 住宅を取得したことを証明する書類
※契約書など

ご注意

下記に該当する場合、交付の取り消し又は支援金の返還を求める場合があります。

- ・虚偽又は不正行為により支援金の交付を受けたとき。
- ・支援金の交付要件を満たさなくなったとき。

※ただし町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではありません。

例) 子どもが進学、就職などにより転出したとき。単身赴任など自らの都合以外で転出したとき。

その他、詳細についてはお問い合わせください。

支援金が50万円を超えると所得税上の課税所得（一時所得）となり、確定申告が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

提出先及びお問い合わせ先

当別町役場 企画部セールス戦略課ふるさとプロモーション係
TEL：0133-23-3042 Mail：iju@town.tobetsu.hokkaido.jp

